

特定非営利活動法人繊維技術活性化協会と  
信州大学繊維学部ファイバーイノベーション・インキュベー  
ター施設との連携に関する協定書

特定非営利活動法人繊維技術活性化協会（以下「甲」という。）と信州大学繊維学部ファイバーイノベーション・インキュベーター施設（以下「乙」という。）は、両機関の連携・協力を促進し、相互の研究開発能力及び人材等の総合力を発揮することが、地域経済の発展振興に重要な役割を果たすことに鑑み、以下のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力のもと、産業振興、人材育成及び学術研究に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力する。

- (1) 共同研究等の実施に関すること。
- (2) 地域産業振興、新産業創出に関すること。
- (3) 研究者の研究交流を含む相互交流に関すること。
- (4) 教育・人材育成の推進及び相互支援に関すること。
- (5) 研究施設・設備の相互利用に関すること。
- (6) 情報発信の相互支援及び共同実施に関すること。
- (7) その他甲と乙が必要と認めること。

（連携協議会）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、両機関の代表者で構成する連携協議会を必要に応じて設置・開催するものとする。

2 連携協議会の構成、運営について必要な事項は甲乙双方協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について、疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲と乙が協議して定めるもの

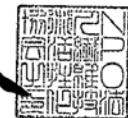
とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和3年9月27日

甲 福井県福井市文京3丁目9番1号  
特定非営利活動法人繊維技術活性化協会  
理事長

堀道夫



乙 長野県上田市常田3丁目15番1号  
信州大学繊維学部  
ファイバーイノベーション・インキュベーター施設長

森川英明

